

# タクシー運賃料金表 (山梨県A地区)

実施 令和元年10月1日

山梨県A地区のタクシー運賃及び料金は、次のとおりでございます。

種別	車種	運賃及び料金
距離制運賃	特定大型車	初乗運賃 1.8kmまで <b>830円</b>
		加算運賃 242mまでを増すごとに <b>90円</b>
	大型車	初乗運賃 1.8kmまで <b>790円</b>
		加算運賃 258mまでを増すごとに <b>90円</b>
	普通車	初乗運賃 1.8kmまで <b>740円</b>
		加算運賃 278mまでを増すごとに <b>90円</b>
時間距離併用運賃	特定大型車	時速 10km以下の走行時間について 1分30秒までごとに <b>90円</b>
	大型車	時速 10km以下の走行時間について 1分35秒までごとに <b>90円</b>
	普通車	時速 10km以下の走行時間について 1分40秒までごとに <b>90円</b>
時間制運賃	特定大型車	30分までごとに <b>3,760円</b>
	大型車	30分までごとに <b>3,530円</b>
	普通車	30分までごとに <b>3,320円</b>
深夜・早朝割増		22時から5時まで <b>2割増</b>
迎車回送料金		回送距離について、1.8キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする
障害者割引		障害者手帳・療育手帳にある写真を確認後に割引する <b>1割引</b>
運転免許返納者割引		運転経歴証明書の提示があった場合に割引する <b>1割引</b>
適用方法	1 距離制運賃 (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。 (2) 運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。 ア 迎車回送料金積算機能 (ア) 迎車回送距離が1.8キロメートルを超える場合は、1.8キロメートルを超えたときから加算運賃の積算が停止する機能を有するもの。 (イ) 迎車回送距離が1.8キロメートル以内であるときは、実車走行となっても1.8キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、1.8キロメートルを超えたときから加算運賃額が精算される機能を有するもの。 イ 高速道路走行専用距離積算機能 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター(時間停止)のみが積算される機能を有するもの。 (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。 (4) 時間距離併用運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。 ただし、次の区間は適用しない。 ア 迎車回送区間 イ 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間(旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。) (5) 割増は、距離短縮方式とする。	2 時間制運賃 (1) 時間制運賃は、営業所(無線基地局を含む)において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。 (2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。 (3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引及び運転免許返納者割引のみ適用する。 3 運賃及び料金の割引 (1) 障害者割引は、次による。 ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)とし、当該手帳の提示があったときに適用する。 イ 割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間(迎車回送区間を含む)の運賃及び料金とする。 ウ 運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又は時間制は上記2(2)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。 (2) 運転免許返納者割引は、次による。 ア 運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けたものに適用する。 イ 運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に割引くものとする。 ウ 運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。 エ 運転免許返納者割引は、他の割引との併用はできないものとする。